

五所川原市総合計画

資料編

# 1 基本構想の策定に関する条例

## ○五所川原市基本構想の策定に関する条例

平成25年12月20日 五所川原市条例第31号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、五所川原市基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本構想の策定)

第2条 市は、将来における市のあるべき姿と進むべき方向について、まちづくりの最も基本的な指針となる基本構想を定めるものとする。

(基本構想の変更)

第3条 市は、社会経済情勢の変化に伴い、基本構想の内容を見直す必要が生じたときは、当該事項を変更することができる。

(市民等の意見の反映)

第4条 市は、基本構想を策定し、又は変更するときは、市民等の意見を積極的に反映するよう努めるものとする。

(議会の議決)

第5条 基本構想の策定又は変更に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件とする。ただし、基本構想の趣旨の変更を伴わない軽微な変更の場合は、この限りでない。

(公表)

第6条 市は、基本構想を新たに策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 総合計画審議会

### ○五所川原市総合計画審議会条例

平成17年6月24日 五所川原市条例第202号

(設置)

第1条 市の総合計画の策定及び実施について、市長の諮問に応じて、必要な調査及び審議を行うため、五所川原市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 五所川原市議会の議員
- (2) 五所川原市教育委員会の委員
- (3) 五所川原市農業委員会の委員
- (4) 公共的団体等の役員及びその他の職員
- (5) 学識経験を有する者

3 審議会は、必要に応じて部会を設けることができる。

4 専門の事項を調査し、及び審議させるため、審議会に専門委員を置くことができる。

(会長)

第3条 審議会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、会長に事故があるときは、副会長がこれを代理する。

(委員)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。この場合においては、会長は、委員として議決に加わることができない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

○五所川原市総合計画審議会委員

◎会長 ○副会長

区 分	団体名・役職名	氏 名
市議会の議員	五所川原市議会議員	平 山 秀 直
	五所川原市議会議員	磯 辺 勇 司
	五所川原市議会議員	古 川 幸 治
	五所川原市議会議員	伊 藤 永 慈
教育委員会の委員	五所川原市教育委員会委員	木 村 吉 幸
農業委員会の委員	五所川原市農業委員会会長	斎 藤 靖 裕
公共的団体等の役員 及びその他の職員	五所川原商工会議所会頭	山 崎 淳 一
	金木商工会会長	今 誠 康
	市浦商工会会長	木 村 博
	ごしょつがる農業協同組合代表理事組合長	白 戸 勝 一
	つがるにしきた農業協同組合代表理事組合長	山 田 衛 前任 三 上 純 一
	十三漁業協同組合代表理事組合長	工 藤 伍 郎
	五所川原青年会議所理事長	平 川 新 介
学識経験を有する者	青森職業能力開発短期大学校校長	◎瀧 原 祥 夫
	五所川原市小中学校長会会長	坂 本 正 幸
	五所川原市体育協会会長	富 田 重 照
	五所川原市社会福祉協議会会長	川 村 恒 儀
	五所川原市観光協会会長	寺 田 春 一
	五所川原街づくり（株）代表取締役社長	○葛 西 英 機
	津軽鉄道（株）代表取締役社長	澤 田 長二郎
	五所川原市町内会連合会会長	小川 忠明 前任 野 村 修 三
	企業組合 での・そーれ理事	辻 悦 子
	五所川原市民生委員児童委員連絡協議会会長	原 田 和 夫
	五所川原市連合婦人会会長	外 崎 れい子
	金木地域審議会会長	角 田 昭 次
	市浦地域審議会会長	桑 野 邦 夫

### 3 総合計画庁内検討部会

#### ○五所川原市総合計画庁内検討部会設置要綱

##### (目的)

第1条 この要綱は、五所川原市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に当たり、全庁的な合意の形成及び円滑な事務の推進を図るため設置する組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

##### (総合計画)

第2条 この要綱において、総合計画とは、五所川原市の将来に向けた総合的な行政運営を図ることを目的として策定する計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画から構成されるものをいう。

- (1) 基本構想 市の将来像を示すとともに、その具体化のための基本的考え方と施策の方向性を示すものをいう。
- (2) 基本計画 基本構想を受け、施策の方向性を具体的に示す計画をいう。
- (3) 実施計画 基本計画に位置付けられた施策の具体的な実施についての指針であり、社会経済情勢の変化により適宜修正を行う内部管理資料の性格を有するものをいう。

##### (庁内検討部会)

第3条 総合計画を策定するため、五所川原市総合計画庁内検討部会（以下「検討部会」という。）を置く。

- 2 各検討部会は、別表に掲げる事項を所掌し、同表に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 各検討部会に、部会長1人を置く。
- 4 部会長は、所属する検討部会を総括する。
- 5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会長自らが所属する部会の中からあらかじめ指名する者がその職務を代理する。

##### (庶務)

第4条 検討部会の庶務は、財政部企画課が行う。

##### 附 則

この要綱は、平成25年10月7日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成26年5月30日から施行する。

別表（第3条関係）

部会名	所掌事項	関係課名	◎部会長○会員
産業・雇用検討部会	産業・雇用に関する現状調査、現行計画の振り返りと次期総合計画の作成に関すること。	農林水産課	◎課長○係長級
		水産室	○係長級
		農村整備課	○係長級
		商工労政課	○係長級
		観光物産課	○係長級
		農業委員会事務局	○係長級
保健・医療・福祉検討部会	保健・医療・福祉に関する現状調査、現行計画の振り返りと次期総合計画の作成に関すること。	健康推進課	◎課長○係長級
		国保年金課	○係長級
		保護福祉課	○係長級
		介護福祉課	○係長級
教育・文化検討部会	教育・文化に関する現状調査、現行計画の振り返りと次期総合計画の作成に関すること。	家庭福祉課	○係長級
		教育総務課	◎課長○係長級
		社会教育課	○係長級
		文化スポーツ課	○係長級
		指導課	○係長級
		学校給食センター	○係長級
防犯・防災・交通安全・人権擁護検討部会	防犯・防災・交通安全・人権擁護に関する現状調査、現行計画の振り返りと次期総合計画の作成に関すること。	図書館	○係長級
		総務課	◎課長○係長級
		市民課	○係長級
		環境対策課	○係長級
		商工労政課	○係長級
都市基盤・生活環境検討部会	都市基盤・生活環境に関する現状調査、現行計画の振り返りと次期総合計画の作成に関すること。	土木課	○係長級
		土木課	◎課長○係長級
		都市計画課	○係長級
		建築住宅課	○係長級
		公園管理課	○係長級
		上下水道部総務課	○係長級
		上下水道部水道課	○係長級
		上下水道部下水道課	○係長級
環境対策課	○係長級		
行財政運営検討部会	行財政運営に関する現状調査、現行計画の振り返りと次期総合計画の作成に関すること。	企画課	○係長級
		企画課	◎課長○係長級
		総務課	○係長級
		秘書課	○係長級
		人事課	○係長級
		管財課	○係長級
		財政課	○係長級
		税務課	○係長級
		収納課	○係長級
		会計課	○係長級
		選挙管理委員会事務局	○係長級
監査委員事務局	○係長級		

## 4 計画策定の経緯

実施日（期間）	項目	摘要
平成25年度		
8月12日～8月30日	市民意識調査	対象 3,000人 配布 2,990通 回収率30.8%
8月30日～9月10日	中高生アンケート	対象 378人 配布 378通 回収率98.1%
10月7日	総合計画策定方針庁議決定	地域特性を生かした計画 市民参画による計画づくり 地域経営の視点による計画づくり
10月15日	第1回 庁内検討部会	平成25年度取組内容確認
10月～3月	基礎調査	国・県の動向及び各種統計データの整理・分析など
11月27日 12月6日	第2回 庁内検討部会	これまでの施策の振り返り 市の強み・弱みを分析
平成26年度		
5月30日	第1回 総合計画審議会	平成25年度の取組内容報告 平成26年度の取組内容確認 総合計画全体構成案承認
6月18日	第1回 庁内検討部会	平成26年度取組内容確認
7月26日	市民討議会（青年会議所共催）	テーマ ～人口減少時代を乗り切るためのまちづくり～ を考えよう
7月30日	第2回 庁内検討部会	基本構想案検討 施策構成及び重点戦略検討
8月28日	第2回 総合計画審議会	市民討議会報告 基本構想案について承認
9月26日	第3回 総合計画審議会	めざす将来像 基本計画 基本政策1・2検討
10月28日	第4回 総合計画審議会	基本計画 基本政策3・4検討
11月17日	第5回 総合計画審議会	基本計画 基本政策5・6検討 重点プロジェクト検討 答申（案）検討
12月15日	総合計画 答申	
12月25日～1月26日	パブリックコメント実施	
平成27年 3月24日	基本構想 議決	

## 5 諮問・答申

○諮 問

五 企 発 第 72 号  
平 成 26 年 5 月 30 日

五所川原市総合計画審議会  
会 長 瀧原 祥夫 様

五所川原市長 平山誠敏

五所川原市総合計画について（諮問）

五所川原市総合計画審議会条例（平成17年五所川原市条例第202号）第1条の規定に基づき、五所川原市総合計画について貴審議会の意見を求めます。



○答 申

平成26年12月15日

五所川原市長 平山 誠敏 様

五所川原市総合計画審議会  
会長 瀧原 祥夫

### 五所川原市総合計画について（答申）

平成26年5月30日付け五企発第72号で諮問がありました五所川原市総合計画について、本審議会は、慎重に審議を重ねて参りました。

その結果、総合計画基本構想に掲げた将来像「活力ある・明るく住みよい豊かなまち ーみんな大好き ごしょがわらー」の実現に向けた本計画の施策は妥当と認め答申します。

なお、本計画の実施にあたっては、下記に掲げる事項に留意して実現に努められるよう要望します。

#### 記

1. 計画の趣旨や市がめざす方向性、その実現に向けた取組等について、市民をはじめ、関係機関・団体、民間事業者等にわかりやすく周知し、共有を図りながら、協働と参画によるまちづくりを進められたい。
2. 計画の推進にあたっては、計画に示された基本的な方向に基づき、市民本位の視点に立ち、庁内各担当部局間の連携体制のもと、総合的でより効果的な施策・事業の実施を図られたい。
3. 歴史・文化・自然をはじめ、本市が持つ特性や地域資源をまちの魅力として広く市内外に発信するとともに、産業振興や教育活動、地域活動などさまざまな分野で強みとして活用し、より多くの方が本市を誇りに感じ、愛着をもつことができるよう努められたい。
4. 人口減少対策として実効性のある定住、移住促進に向けた取組を進めていくにあたり、より危機感を強めながら、長期的なビジョンに基づき、総合的な戦略のもと、魅力あるまちの創出と地域の活性化を図られたい。

## 6 用語の解説

語 句	説 明 文
数字・アルファベット	
2次医療圏	特殊な医療を除く一般的な医療サービスを提供する医療圏で、複数の市町村を一つの単位として認定される。なお、最も身近な医療を提供する医療圏を1次医療圏（市町村単位）、最先端、高度な技術を提供する特殊な医療を行う医療圏を3次医療圏（原則都道府県単位）という。
3R・4R	3Rは、Reduce（リデュース）＝廃棄物の発生抑制、Reuse（リユース）＝再使用、Recycle（リサイクル）＝再資源化の3つの英語の頭文字を表している。この3Rに、Refuse（リフューズ）＝ごみとなるものを買わない、を追加したものを4Rという。
6次産業化	第1次産業である農林水産業と、第2次産業や第3次産業が連携し、生産だけではなく、加工、流通、販売まで一体となった事業形態をいい、付加価値が高い商品の開発と販売によって地域に所得と雇用を生み出すことが期待されている。1、2、3を足す（掛ける）と6になることから生まれた造語である。
COPD（慢性閉塞性肺疾患）	たばこ煙を主とする有毒物質を長期間吸入することによって生じる肺の炎症性疾患。
DV防止法	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」のこと。DVはドメスティックバイオレンスの略。
ICT	情報通信技術（Information and Communication Technology）の略称。従来使われてきたITにC（Communication）が加えられ、情報を適切に伝達するための技術を総称して使われている。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット等を通じて人と人とのつながりの場を提供するサービスのこと。
SWOT	外部環境や内部環境を強み（Strengths）、弱み（Weaknesses）、機会（Opportunities）、脅威（Threats）の4つのカテゴリーで要因分析し、環境変化に対応した経営資源の活用を図るための戦略策定方法の一つである。
Wi-Fiサービス	Wi-Fiとは、無線でネットワークに接続する技術のこと。外出先からパソコンやスマートフォン、タブレット端末等を通じてインターネットに接続できるようにするためのサービス。
あ 行	
青森県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療制度を運営するために青森県内の全市町村により設置された特別地方公共団体。
アセットマネジメント	アセット（資産）を有効にマネジメント（管理運営）すること。自治体においては、庁舎や学校、公民館等の施設や道路・橋梁、上下水道等の公共施設を資産と捉え、企画設計から建設、維持管理、廃棄までを含めたトータルなマネジメントを行うことを目的とする。
生きる力	確かな学力、豊かな心、健やかな体（知・徳・体）がバランスよく育まれた、変化の激しいこれからの社会を生きるための力。
いじめ防止対策推進法	いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成25年に制定された法律。
一部事務組合	地方自治法に基づき、普通地方公共団体（都道府県、市町村）や特別区が、事務の一部を共同で処理するために設ける特別地方公共団体のことをいう。

語 句	説 明 文
か 行	
介護支援専門員	介護保険法において要支援・要介護認定を受けた人からの相談を受け、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等を取りまとめる者。ケアマネジャー。
改正耐震化改修促進法	「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」の略。大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施の義務付け、耐震改修計画の認定基準の緩和等を行うもの。
学校教育支援員	学校教育の充実・学力向上等を図るため、多動傾向や介助など特別な配慮を必要とする児童生徒の支援等のほか、低学力の児童生徒に対して学習支援を行う人。
学校支援ボランティア	地域の教育力を学校の教育活動に生かすため、保護者、地域人材や団体、企業等がボランティアとして学校をサポートするもの。
がん診療連携拠点病院	専門的ながん医療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の構築、がん患者に対する相談支援及び情報提供等を行う病院。全国でがん診療連携拠点病院が407箇所、特定領域がん診療連携拠点病院が1箇所、地域がん診療病院が1箇所指定されている（平成26年8月6日現在）。
環太平洋パートナーシップ協定	アジア太平洋地域における高い経済自由化を目標とした包括的な協定。平成26年現在、12カ国により非関税分野や新しい貿易課題を含む包括的な協定として交渉が行われている。TPP。
義務付け・枠付け	国が法令等により一律に、地方公共団体に対して、一定の活動を義務付けたり、活動に関する手続・基準等を定めたりすることをいう。
キャリア教育	将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育むための教育のこと。
キャラバンメイト	認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを養成する講座の講師役。キャラバンメイトになるためには所定のキャラバンメイト研修を受講し登録する必要がある。
急性期医療	急性疾患において発症し始めた段階、症状があらわれ急激に進行する段階における医療。
行政委員会	政治的中立性を確保する観点から、長の指揮監督を受けず、また、委員は、議会の同意等を経た上で選任される委員により構成されるもの。教育委員会や農業委員会、選挙管理委員会などがある。
グリーン・ツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。滞在期間は、日帰りの場合から長期的または定期的・反復的な場合などさまざま。
ケアマネジメント	主に介護等の福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のこと。
ゲストティーチャー	児童・生徒に専門的な知識や技術などを指導するため、外部から招く指導者のこと。
健康運動指導士	保健医療関係者と連携しつつ、安全で効果的な運動を実施するための運動プログラム作成及び実践指導計画の調整等を行う役割を担う者をいう。養成講座を受講し、認定試験に合格したうえで登録することが必要。
健康寿命	健康で活動的に暮らせる期間で、平均寿命から、衰弱、病気、認知症などによる介護期間を差し引いた寿命のことをいう。
健全化判断比率	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、自治体財政の健全性を示す「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標を指す。4指標とも数値が大きいほど財政状況は悪いとされる。

語句	説明文
広域連合	複数の地方自治体にまたがる広範囲な業務を担うため、関係自治体でつくる特別地方公共団体をいう。消防やごみ処理を担うことが多い一部事務組合と異なり、国や都道府県に事務権限の移管を求めることができ、長ならびに議員は直接または間接の選挙で選ばれる。
後期高齢者医療制度	高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と若年世代の負担の明確化を図る観点から、75歳以上の高齢者等を対象とした医療制度。平成20年4月から施行。
交通整理員	通学児童等の通学路における交通安全を確保するため、横断歩道等において、児童等が安全に道路を通行するために必要な誘導を行ったり、通学路上の交通安全施設等の点検及び交通安全に関する行事に参加する人のこと。市長により委嘱される。
高齢者虐待防止法	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の略。高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者に対する保護、養護者の負担の軽減支援のための取組等を定めている。
国土強靱化基本法	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の略。東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、国土強靱化基本計画に基づき、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するための法律。
国立社会保障・人口問題研究所	社会保障問題、人口問題をはじめ、人口・経済・社会保障の相互関連についての調査研究を行う厚生労働省の施設等機関。
子育てサロン	地域の子育て家庭が、子どもたちを遊ばせながら、サポーターや他の親と交流する場。保健センターにおいて実施している。
子育て支援拠点施設	公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する場。
子ども・子育て関連3法	「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のこと。
<b>さ 行</b>	
災害対策基本法	国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的とした法律。
産学金官	産学官（産業界（民間企業）、学校（教育・研究機関）、官公庁（国・地方公共団体）の三者）に金（金融機関）を加えたもの。
資源循環型社会	生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の発生および排出を可能な限り抑制することにより、天然資源の消費が抑制され、環境に与える負荷が低減される社会のこと。
自主防災組織	主に町内会・自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体。
児童虐待防止法	「児童虐待の防止等に関する法律」の略。児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための取組等を定めている。
社会福祉士	社会福祉業務に携わる人の国家資格で、日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言・指導を行ったり、必要な福祉サービスや保健医療サービスにつなげたりする。

語句	説明文
就労支援員	生活保護受給者に対し、就労に関する相談支援を行う人。
障害者虐待防止法	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の略。障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための取組、養護者に対する支援のための取組等を定めている。
障害者自立支援法 (障害者総合支援法)	障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設したもの。平成25年4月から「障害者総合支援法」に改称された。
食生活改善推進員	市町村で開催される養成講座を受け、修了したのちに「市町村食生活改善推進員協議会」に入会して会員となったもの。バランスのとれた食生活の定着を目的とした自主的な地域活動及び行政への支援活動を行う。
水源涵養	森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。
スクールカウンセラー	学校で児童・生徒の生活上の問題（いじめや不登校）や悩みの相談に応じ、指導・助言を行う臨床心理士など高度な専門的知識・経験を有する専門家のこと。
スポーツ振興法	スポーツを国民一般に広く普及させるため、国および地方公共団体の施策の基本を明らかにすることを目的として昭和36年に制定された日本におけるスポーツ振興の基本となる法律。平成23年にスポーツ基本法に全部改正された。
スポーツ推進委員	市町村のスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整や住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導、助言を行う非常勤職員。スポーツ基本法に位置付けられている。
生活困窮者自立支援法	これまで「制度の狭間」に置かれてきた生活保護受給者以外の生活困窮者に対する自立支援を目的とし、平成25年12月に制定された法律。
セーフティネット	「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。
西北五環境整備事務組合	五所川原市、つがる市、鶴田町及び中泊町の2市2町で組織された一部事務組合で、ごみ、し尿処理に関する事務を行っている。
た 行	
第三次一括法	平成25年6月に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の略。地方公共団体に対する義務付け・枠付け等について順次見直しているものの一環で、第3次一括法（第4次見直し）では74法律を一括で改正している。
多動傾向	場面や状況に応じて集中することが難しく、絶えず動き回っている状態が見られること。
タブレット端末	i pad（アイパッド）に代表される、板状のものにパソコン機能が盛り込まれたオールインワン・コンピュータの総称。
地域ケア会議	地域包括支援センター等が主催し、多職種の協働による個別ケース（困難事例等）支援を通じて、地域支援ネットワークの構築や高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握などを行うもの。
地域密着型サービス	今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が出来る限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、平成18年4月の介護保険制度改正により創設されたサービス。市町村が事業者の指定や監督を行い、原則市町村に居住する者のみ利用できる。

語句	説明文
地方財政健全化法	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の略。地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取ることを目的として、平成19年に制定され、平成21年4月から全面施行されている。
着地型観光	旅行先の地域が主体となって、地域の良さをアピールし、旅行プランなどを組み立てる新しい観光形態。旅行会社が企画し、参加者を連れていくものを「発地型」という。
つがる西北五広域連合	五所川原市、つがる市、鯨ヶ沢町、深浦町、鶴田町及び中泊町の2市4町で組織された広域連合で、介護認定・障害判定審査会の設置・運営、地域自立支援協議会の設置・運営、つがる総合病院の運営等を行っている。
低炭素社会	地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。
適応指導員	不登校の児童及び生徒の学校復帰へ向けた適切な支援及び教育相談を行う人。
適正処理困難廃棄物	市町村が処理する一般廃棄物のうち、全国的に適正な処理が困難となっているもの。「廃棄物処理法」に基づく「適正処理困難物」として、タイヤ・テレビ・冷蔵庫・スプリング入りマットレスの4品目が指定されている。
デマンド交通	デマンドは「要求、要請」の意味。電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態で、公共交通の空白地帯を埋めるための手段として導入する自治体も増えてきている。
<b>な 行</b>	
生業（なりわい）	生活を営むための仕事。
二次交通	空港や鉄道の駅から観光目的地までの交通のこと。
日本産業再興プラン	平成25年に示された成長戦略「日本再興戦略」の具体的な取組を示すアクションプランの一つ。グローバル競争に勝ち抜ける製造業の復活と付加価値の高いサービス産業の創出、企業が活動しやすく、個人の可能性が最大限発揮される社会の実現をめざしている。
認知症ケアパス	認知症の人の生活機能障害の進行にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、といったサービス提供の標準的な流れを示すもの。
認知症サポーター	地域や職場、学校等で開かれる「認知症サポーター養成講座」に参加することで認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者。
認定こども園	幼児期の教育・保育を一体的に提供する施設。保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できる等の特徴がある。国の指針を踏まえ都道府県が認定する。
認定農業者	農業経営者や農地法で規定された農業生産法人で、農業経営規模の拡大、経営の合理化等の経営改善計画を作成し市町村が認定した人をいう。
ノーマライゼーション	障害の有無等にかかわらず、誰もが共に普通に生活できる社会が本来の姿（ノーマルなこと）であるという考え方。
<b>は 行</b>	
バイオマス	「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、一般的に「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことをいう。その中で、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点や被害の拡大範囲・程度、避難経路や避難場所などの情報が地図上に示されている。

語句	説明文
パブリックコメント	行政機関が計画の策定や規則の制定等をするに当たって、事前にその案を示し、広く国民から意見や情報を募集するもの。意見公募手続。
病児保育	児童が病氣中または病氣の回復期にあり、かつ、当面症状の急変が認められない場合において、保護者が就労している等の理由で自宅での保育が困難な場合、児童を一時的に保育する事業のこと。
病診連携	地域医療等において、核となる病院と地域内の診療所がおこなう連携のこと。
ファミリー・サポート・センター	育児や介護の援助を受けたいと支援したい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織のことをいう。サポートの対象は、市内で子どもを持つすべての家庭となっている。
文化芸術振興基本法	文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する自主的な活動の促進することで心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現を目的にした法律。
保健・医療・福祉包括ケア体制	住み慣れた地域で生涯にわたり健康で安心して生活していくことができるよう、関係機関が連携し、保健・医療・福祉サービスを総合的・一体的に提供するための仕組みを推進する体制のこと。
保健協力員	市長から委嘱され、各種保健サービスの情報提供や地域における健康問題についての情報収集・連絡、健康相談や市民健診等各種事業への協力等を行っている。また、母子保健推進員として、安心して妊娠・出産ができるよう市の母子保健事業への協力等を行っている。
ま 行	
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のこと。民生委員は児童委員を兼ね、児童に関することを専門的に担当する人は「主任児童委員」という。
メンタルヘルス	精神面における健康のこと。
や 行	
有用金属	資源として価値のある金属のこと。ベースメタル（鉄・銅・アルミニウムなど）、貴金属（金・銀・プラチナなど）、レアメタル（リチウム、ニッケル、レアアース）などがある。
ユニバーサルデザイン	年齢や性別、障害の有無、言語や文化等の違いにかかわらず、誰もが使いやすい形状や機能に配慮された造形、設計、または利用しやすい施設・建物づくりのことをいう。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が連携し、その子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していく組織のこと。
ら 行	
連結実質赤字比率	健全化判断比率の一つで、地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、当該団体一法人としての歳出に対する歳入不足額を、標準財政規模の額で除したものをいう。



## 五所川原市章の意味

五所川原（ごしょがわら／Goshogawara）のGをモチーフにし、青色は日本海・十三湖・岩木川の水を、緑色は津軽平野の大地の恵みを、赤色はリンゴと太陽をそれぞれ象徴し、豊かな自然を背景に活き活きと未来に活躍する姿をイメージしています。



## 五所川原市総合計画

発行／平成 27 年 3 月

### 五所川原市財政部企画課

〒037-8686 青森県五所川原市字岩木町 12 番地  
TEL 0173-35-2111 (代表) FAX 0173-35-3617  
ホームページ <http://www.city.goshogawara.lg.jp/>